

12月13日（火）

平成 28 年 12 月 13 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	(同)
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
26 番	右 松 隆 央	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

まず、議案第1号から第13号まで及び第18号から第25号までの各号議案、請願第18号から第20号までの各号請願並びに継続審査中の請願第17号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国の経済対策の実施に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、312億4,000万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金188億5,000万円余、県債98億300万円余であります。

また、議案第18号に係る補正は、職員の給与改定等に伴う所要経費について措置するものであり、9億5,500万円余の増額補正となっております。

り、歳入財源は、地方交付税8億3,200万円余、国庫支出金1億2,200万円余であります。

両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は、6,260億1,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,500万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は128億2,000万円余となっております。

また、総務部の補正予算は、一般会計では2,800万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,648億3,000万円余となっております。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設整備についてであります。

このことについて当局より、「陸上競技場、体育館、プールの3施設について、競技団体や市町村の意向調査を行い、整備候補地を絞り込んだところである。今後、3月の整備方針案の策定に向けて、さらに絞り込みを行うこととしているが、ハード面だけでなく、若い世代の育成などソフト面を重視しながら、市町村や民間団体と連携した整備手法などの工夫や、安全面や財源面などのさまざまな視点から、教育委員会や関係団体等と時間をかけて協議し、検討を重ねているところである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、整備方針の策定に当たっては、今後の本県スポーツ振興やスポーツランドみやぎきの新たな展開など、しっかりした構想を持って取り組むとともに、国体開催に向け、市町村や関係団体等との連携が十分に図られるよう、できるだけ早期に策定していただくことを要望いたします。

次に、JR九州の特急列車ワンマン化についてであります。

このことについて委員より、「大分と宮崎空港間の特急列車の一部において、車掌が乗務しないワンマン化が検討されており、県民から安全について不安の声が寄せられている。JR九州の経営安定化策の一環とされるが、鉄道利用者の安全・安心を確保することは、公共交通機関として果たすべき責務であり、県民に鉄道利用促進を働きかけていく上でも必要不可欠なものであることを、強く訴えていただきたい」との要望があり、これに対し当局より、「同社を訪問し、地域の実情や懸念をしっかりと伝え、安全確保策について説明を求めるとともに、極めて慎重な検討を行うよう強く求めています」との答弁がありました。

次に、大型施設の整備計画についてであります。

本県では、今後10年間で、国体開催に伴う施設や防災拠点庁舎、県立宮崎病院などの大型施設の整備が予定されており、その支出総額は約1,000億円に上ることが想定されます。

このことについて委員より、「本県の厳しい財政状況の中で、多額の財政負担が求められることになり、健全な財政運営を保持するためには、真に必要な整備を見きわめるとともに、計画的な支出や経費削減に取り組む必要がある。については、今後の大型施設の整備スケジュールとそれに要する費用を示していただき、県民や議会と情報を共有しながら、中長期的な視野に立ち、広く県民のサービス向上につながるよう施設整備に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく

お願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願3件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第5号、第18号及び第22号については全会一致により、議案第1号、請願第17号及び第20号は賛成多数により、その他の請願については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9億7,700万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,074億7,000万円余となります。

このうち、社会福祉施設等防犯対策関連事業についてであります。

このことについて当局より、「この事業は、ことしの7月に神奈川県相模原市内の障害者施設で発生した殺傷事件を受けて、社会福祉施設等への門扉やフェンス等の設置・修繕など、安全対策に要する費用について補助を行うものであり、防犯対策の強化などによって、利用者等の安全確保を図っていきたい」との説明がありました。

次に、宮崎県自殺対策行動計画第3期計画案についてであります。

これは、現行の第2期計画が平成28年度で満了するため、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえ、第3期計画を策定するものであります。

このことについて委員より、「うつ病のサインは自分では気づきにくいので、症状がどういったものか、周囲ではどのような対応を行うべきか、県民の理解を深めていくことに視点を置いて啓発活動を行うことが、ハイリスク者の早期発見につながるのではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「相談対応については、相談できる具体的な場所や時間が、身近なところでわかるようにすることが必要なので、周知等の方法について検討いただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、災害復旧工事及び職員の給与改定に伴うものであり、病院事業費用1億600万円余、資本的支出10万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は310億2,900万円余、資本的支出は55億3,900万円余となります。

次に、県立宮崎病院の再整備についてであります。

このことについて委員より、「基本構想時から建設単価が大幅にふえることは、現計画の前提条件が大きく変わることであり、議会を欺くことであって、議会軽視ではないか」との強い意見があり、当局より、「基本構想時の平米単価は、平成23年から25年にかけての同規模の公的病院に関する建設単価を参考としたが、東日

本大震災からの復興などによる人件費等の高騰の影響で、公共事業の入札不調・不落という状況もあり、平成26年前半あたりの同規模の事例を参考とすることができなかった。建設費等の増加については早目に議会に報告すべきであったと、大変申しわけなく思っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「建設費等の増額分については、公営企業への繰り出し基準の規定等により、一般会計に大きな影響を与えることなく、大部分を医業収入により賄うとされている。しかし、県立病院は一般病院と違って公益性が高く、大きな収益を出すことは難しいと思われるので、約240億円に膨らんだ負担額を、今後、病院局の収益で返済していくことが本当に可能なのか」との質疑があり、当局より、「かたみに見積もった収支計画では、改築時の費用は全て病院事業債で賄い、本体部分は約30年で償還を行うことになるので、単年度での病院局の負担は平均すると約6億円である。県立3病院で考えると、日南病院や延岡病院は今後苦しい状況になることも考えられるので、そこをどう改善していくか正念場だと思っており、しっかりと取り組んでいきたい。また、宮崎病院は開院6年後の平成38年には黒字化できるよう、コスト削減と収入の増加を図り、病院局で負担できるよう努力したい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「医師不足や診療科がなかなか開設できないという課題が日南病院や延岡病院にある中で、病院局がそれだけの負担を独自の収益で賄っていくことには大きな不安がある」との意見がありました。

また、複数の委員より、「現計画を白紙に戻し、建設場所や施工時期も含めて再度検討すべ

きではないか」との意見がありました。

また一方で、別の委員より、「現在の場所は、宮崎市民のみならず近隣の方々も愛着を持っているので、現在地で建てかえを行っていただきたい」との意見もありました。

当委員会といたしましては、これらのさまざま意見をもとに、慎重に検討を行っていただくよう要望します。

また、今回、新病院建設という方針を決めた際の重要な判断基準であった建設費等の増加について、議会に早く報告しようとする努力が見られなかったことは大変遺憾であります。今後は、議会の声に真摯に耳を傾け、丁寧な説明を強く要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7,300万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は440億4,400万円余となります。

次に、首都圏における情報発信拠点のあり方についてであります。

これは、新宿みやざき館KONNEをリニューアルするか、あるいはほかの物件へ移転するか等の検討状況について報告があったものです。

このことについて複数の委員より、「現施設周辺では高速バスターミナルの開設等により人の往来がふえており、リニューアルが有益と考える。早期にリニューアルを行い、より効果的な情報発信を行う必要があるが、今後のスケジュールはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「情報発信拠点の機能を十分に発揮するため、市町村や関係団体等と丁寧に協議を進めている。早期にリニューアルか移転かの方向性を決定するとともに、年度内に詳細な拠点のあり方を整理してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて首都圏に注目が集まる中、宮崎の魅力を効果的に発信し、観光誘客や県産品の認知度向上等につなげるため、早期に方向性を決定し、情報発信拠点の充実を図っていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で154億9,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は872億300万円余となります。

このうち、国の経済対策に係る事業について

であります。

このことについて委員より、「多額の補正となっており、建設業者等が対応できないことも想定される。発注の仕方等に工夫が必要と考えるが、どのように進めていくのか」との質疑があり、当局より、「事業を円滑に実施するため、各土木事務所において発注見通しを示すとともに、発注について関係機関等と意見交換をさせていただいている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「事業が円滑に実施され、経済効果が県内全域に十分行き渡るよう、地域や業者等の実情を考慮した発注に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県沿道修景美化基本計画についてであります。

このことについて委員より、「計画を実施するに当たり、予算の確保はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「予算の確保は重要であるが、厳しい財政状況を踏まえ、地域や専門家等の意見を聞きながら、維持管理のしやすい樹木への植えかえを行うなど、効率的でめり張りのある維持管理を行い、沿道修景美化を図ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、計画に示されている「観光地の魅力向上につながる沿道修景美化の推進」などは、地域経済発展等に資する重要な取り組みでありますことから、計画を実現するための予算の確保に努めていただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱

いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で32億1,500万円余、特別会計で6,100万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は272億2,200万円余となります。

このうち、森林環境保全直接支援事業についてであります。

これは、森林の有する多面的機能を将来にわたって高度に発揮させていくため、林業事業体等が計画的に行う植栽や下刈りなどの森林整備に要する経費を支援するものであります。

このことについて委員より、「予算をきちんと執行していくためには、森林組合等の林業事業体で、現場の人員確保が厳しい状況にあることに十分留意していく必要がある」との意見がありました。

また、別の委員より、今後の適正な森林管理のあり方について質疑があり、当局より、「地域ごとに抱えている課題や状況は異なっているので、これから農林振興局単位で市町村や森林

組合と一緒に、地域の再造林対策をどのように進めていくかを十分に議論する場を設置していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で116億4,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は572億1,900万円余となります。

このことについて複数の委員より、「今回の補正予算は、主に国の経済対策の実施に伴うものであるが、その中には、ことしの2月議会に提案されていた当初予算を大幅に増額した事業も見られた。国の経済対策に伴う補正予算額が114億円強に上るという予算規模のみならず、その充実した内容など、当局の予算獲得に向けた積極的な姿勢を高く評価したい」との意見がありました。

次に、中山間地域所得向上支援事業についてであります。

これは、収益性の高い農産物等を生産・販売することにより、中山間地域における所得向上を図るため、マーケティングの専門家等の協力を得るなどして、販売額の10%以上の向上や、生産・出荷コストの10%以上の低減など、実現に向けた計画を策定しようとする市町村を支援する事業であります。

このことについて委員より、「中山間地域で暮らす人々の所得がふえれば、人の流れは変わると考える。中山間地域対策の根幹は、地域で生活するために必要な所得の確保と考えており、この事業は大変重要であるので、実を結ぶようにしっかりと取り組んでいただきたい。また、当該事業は国の経済対策の実施に伴う補正予算であるが、今後もこのような事業が続くよ

うに、国へ働きかけていただきたい」との要望がありました。

次に、県立農業大学校の教育環境整備事業についてであります。

これは、同校と農業高校による新たな一貫教育の仕組みの構築により、多様な農業形態に対応できる経営感覚を備えた人材を育成するとともに、来年4月からのフードビジネス専攻の新設にあわせて施設機能を充実させるための経費を措置するものであります。

このことに関連して委員より、「海外戦略も含めて、フードビジネス振興を力強く推進されているが、その土台づくりとして、本県の就農人口をいかにふやしていくかが大事である。そのような中、本県農業の担い手育成の中核機関である同校は、入学者数が定員割れをしている状況にある。将来の担い手を確保する観点からも、就農に意欲と情熱を持った学生を1人でも多く確保できるよう、さまざまな取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第4号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で

決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、公安委員会で1億3,500万円余、教育委員会で6億800万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の公安委員会の一般会計予算額は272億8,600万円余、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,093億8,100万円余となります。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、県土整備部執行の多目的ダム改良工事費の補正増に伴う企業局負担分の増額及び職員の給与改定等に伴うものであり、電気事業会計で2億4,500万円余、工業用水道事業会計で48万8,000円、地域振興事業会計で9,000円の、それぞれ資本的支出または事業費の増額補正を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は48億400万円余、工業用水道事業は3億8,700万円余、地域振興事業は2,500万円余となります。

次に、議案第6号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、道路交通法の改正により、準中型自動車免許が新設され、また、高齢者講習制度が見直されたことから、関係の手数料を変更または新設するものであります。

このことについて委員より、「準中型自動車免許については、18歳から免許取得ができるようになるが、就職先の選択の幅が広がる一方で、初心者が技術を要する車両を反復して運転

することになり、交通事故の危険度も高まるため、事故に遭わないよう、自動車学校での教習・指導を徹底していただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、高齢者の交通事故が後を絶たない実態を踏まえ、認知症の検査の徹底や高齢者講習の充実などにより、さらに対策強化を図っていただくよう要望がありました。

次に、緑のダム造成事業についてであります。

このことについて委員より、「未植栽林地がふえている中、この事業は県土保全のために効果的な事業なので、森林組合等から情報収集をしながら、適地があれば積極的に山林取得及び森林造成に努めていただきたい」との意見がありました。

次に、平成28年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

このことについて当局より、市町村別の平均正答率及び市町村間でその正答率にかなりの格差があることが報告されました。

また、同調査の分析結果や当委員会からの指摘を踏まえ、昨年度から各市町村教育委員会や校長会に出向いて対策を協議していることや、校長、指導教諭等のバランスを考慮しながら、各地域に人員配置をしていることなどの説明がありました。

当委員会といたしましては、市町村格差をなくし、どの地域でも十分な教育環境が確保されることが重要なので、教員の配置、指導力の強化など、さらなる取り組みの継続を強く要望いたします。

次に、県立都農高等学校の再編統合についてであります。

このことについて委員より、「これまで地元

都農町とはどの程度の協議を重ね、どのように方針を伝えてきたのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「平成18年度から定員割れが始まったため、支援プロジェクトを立ち上げるなどしてきた。平成26年度には都農町を3回訪問し、平成27年度には、東児湯地区5町のさまざまな関係者と、今後の児湯地区の県立高校のあり方について協議を進めてきた。都農高校の本年10月における志望状況を見ると、大変厳しい結果であったため、都農町は存続を望んでいたが、再編統合の方針を10月末に直接伝えるに至った」との説明がありました。

当委員会といたしましては、県立高等学校教育整備計画の今後の推進に当たっては、地理的な条件や地元の意向を考慮しながら、未来を担う高校生にとって、よりよい充実した教育環境を確保することを最優先に検討していただくよう要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、今議会に提案されました、議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」について、反対の立場から討論いたします。

今回の県の補正予算は、国の経済対策の実施に伴う経費が305億3,962万円、その他の経費と合わせて312億4,081万円という大型補正です。

今回、国は、28兆1,000億円の経済対策に基づき、約3兆3,000億円を計上しました。アベノミクスで経済の好循環が生まれていると言いながら、なぜ政権発足以降、最大規模の経済対策なのでしょう。日本経済の落ち込みは、消費税増税の影響などで、主要国と比べてもずっと長引いています。賃上げや社会保障の充実など、国民の懐を直接助ける予算を組むのが政治の道ではないでしょうか。

今回、県の補正予算では、確かに防災や安全対策など、必要な予算も盛り込まれています。しかし、一例を挙げれば、TPP対策と称する県営畑地帯総合整備事業などの公共土地改良事業に31億9,000万円余や、畜産競争力強化整備事業に20億円余など、ハード事業が主流を占めています。TPPは現在、事実上、発効は不可能な状況に立ち至っています。TPP対策以前に農業の立て直しを図ることが重要であることは、論をまちません。全ての農家が立ち行く農政に予算の転換を図ることが必要であることを、指摘しておきたいと思います。

また、マイナンバー制度施行に伴って、今予

算で障がい福祉課が所管する身体障害者手帳システムなど諸システムにおいて、平成29年度より情報連携が開始されることに伴い、総合運用テストを実施する経費が計上されていることについても、指摘をしたいと思います。

我が党はこれまでも、マイナンバー制度の導入については、その問題点を指摘し、反対の立場から中止を求めてまいりました。全ての国民に個人番号をつけて、税や社会保障の情報を国が管理するマイナンバー制度が施行されて、10月で1年が経過いたしました。カード発行を全国的に管理するシステムがたびたび停止し、発行に重大な支障が生じています。多くの税金を投じたシステムが開始早々不調に陥ったことは、個人情報扱う制度の安全性と信頼性を根本から疑わせるものです。

また、政府は、カード普及のために、コンビニで住民票がとれるとか、保育所の手続に使えるとか、利便性を強調し、さらに、買い物のポイントや図書館の貸し出し、健康保険証などとの連携も検討をしています。利用対象を広げれば広げるほど、個人情報は危険にさらされ、国民に負担増をもたらすものであることを問題視しなければなりません。

そもそもマイナンバー制度は、徴税強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みです。国民を監視する手段にされかねないことへの不安の声も強まっています。こうした仕組みを続けることは問題であり、多額の税金を投入して進めるマイナンバー制度が本当に国民にとって必要なものか、制度を見直し、中止へ踏み出すことが求められていると思います。本事業の補正予算は、この問題にかかわる予算として反対をするものです。

次に、請願についてです。

新規請願第18号及び第19号について不採択との委員長報告に反対し、採択を求めるものです。

まず、請願第18号「国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出についての請願」についてです。

国民健康保険は、他の協会けんぽなど公的医療保険に比べ、高齢者や低所得者層が多く加入しているという構造的な課題を抱え、結果、高過ぎる国保税や財政悪化を招いています。

政府は、昨年成立させた医療保険制度改革関連法によって、平成30年度から都道府県に財政運営の責任主体を移行させる「国民健康保険の都道府県化」を行うとしており、公費拡充による財政基盤の強化策の低所得者対策として、平成27年度から1,700億円、29年度から3,400億円を投入し、これで保険税負担の軽減や伸び幅の抑制が期待できるとしています。しかし、この国費投入も長期に続く保証はなく、逆に減額される可能性もあります。

国からのこの3,400億円と引きかえに、市町村の法定外繰入額が減らされれば、国保財政が逆に窮迫する事態も起こり得ます。しかも、高齢化や医療技術の進歩などにより、今後も医療費の増大は予測され、国庫負担を大幅にふやして国保の財政構造を抜本的に変えない限り、さらなる保険税高騰は避けられません。国保の高過ぎる保険税は、国民が必要な医療を受ける上で大きな障害になっています。保険税の引き下げは喫緊の課題であり、そのためには国庫負担の抜本的な引き上げこそ求められています。県民の命と健康、暮らしを守る上からも、本請願の採択を強く求めるものです。

次に、請願第19号「介護保険の給付縮小・負

担増を中止し、充実を求める意見書提出についての請願」についてです。

国民の納める介護保険料と公費の5割ずつの負担による介護保険制度は、介護の社会化を目指すとして、平成12年に始められました。しかし、現在、保険料や利用料の負担増が、「保険あって介護なし」を進める状況をつくっていません。昨年度から介護報酬がマイナス2.27%と大幅に引き下げられた影響で、介護事業所の運営に困難を生じさせています。

さらに、医療介護総合確保推進法による介護保険制度の見直しが進められ、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村が主体の地域支援事業（総合事業）に移す、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切りかえる、利用料2割負担の対象者を拡大するなど、さらなる給付の削減・負担増を強い内容が盛り込まれています。

介護保険の自己負担は、制度発足以来1割でしたが、昨年8月から、年金収入だけで280万円以上の人などは2割に引き上げられました。今度は、年金収入だけで383万円以上など現役並みとされる所得がある人から3割への引き上げとするなど、大幅な負担増が強いられることになります。

さらに、費用の削減・サービス抑制を図ることが検討されており、このことは「サービス抑制でかえって重度化が進み、介護費用をふやすだけだ」と、厚労省の介護保険部会の中からも指摘されるほどです。まさに、自己負担をふやし、給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」をふやすことになりかねず、また、家族の介護負担をも増大させ、政府の掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものではないでしょうか。

今後、高齢化が一層進んでいく中で、何より、人としての尊厳が守られる行き届いた介護を保障することが、介護保険制度のあり方として求められているのではないのでしょうか。同時に、介護を担う職員が、専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備も喫緊の課題です。県議会は、こうした県民の願いをしっかりと受けとめ、介護保険制度の精神が全うされるよう、制度の充実・改善を求める本請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第13号まで及び第18号から第25号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第13号まで及び第18号から第25号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第18号及び第19号採決

○星原 透議長 次に、請願第18号及び第19号について一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成28年12月13日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

新田原飛行場に係る騒音区域見直しに対する意見書

議員発議案第2号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実についての意見書

議員発議案第3号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

平成28年12月13日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃
井上紀代子
黒木 正一
河野 哲也
有岡 浩一
後藤 哲朗
島田 俊光

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書

平成28年12月13日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎
井本 英雄
田口 雄二
新見 昌安
松村 悟郎
後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで
追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第1号提案理由説明

○星原 透議長 まず、議員発議案第1号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） それでは、発議者を代表して、「新田原飛行場に係る騒音区域見直しに対する意見書」の提案理由を説明させていただきます。

本県は、昭和32年に新田原基地が開設されて以来、基地周辺の新富町、西都市、宮崎市、高鍋町、木城町とともに今日まで、航空機の騒音問題という課題を抱えてきたところであります。

騒音問題は、基地周辺住民の日常生活への影響はもとより、健康面への悪影響など、航空機騒音に悩まされ続ける住民にとっては、深刻な問題であります。

また、平成19年からの米軍再編に係る新田原基地への訓練移転等に際し、国と2市3町との間で、「国は、訓練の移転等に伴う騒音について、地元要望を踏まえ、周辺住民の生活への影響に配慮し、騒音の実態調査を実施するなど、所要の措置を積極的に講ずる」との合意がなされているところであります。

今回、防衛省から基地周辺自治体に対して示された騒音度調査結果によると、第1種区域の

大幅な縮小が見込まれることから、住民の基地に対する不信と不安を大きく増幅させる事態となっております。

このような中、昨日12月12日に、2市3町で構成する「航空自衛隊新田原基地周辺協議会」から、議長に対して基地周辺自治体との連携を要望されたところであります。

県議会といたしましても、今回の見直しが基地周辺住民の不安や不利益とならないよう、地元の意向も十分に踏まえた上で検討し、国の責務として適切に基地周辺対策と民生安定に取り組むよう、国に対して強く要望する必要があることから、本日、騒音区域見直しに対する意見書を緊急に提出するものであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨と緊急性を十分に御理解いただき、全会一致で御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○星原 透議長 提出者の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○星原 透議長 次に、議員発議案第2号から第5号までの各号議案を一括議題といたしま

す。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議員発議案第4号「資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

本意見書案は、我が国の森林・林業が果たす重要性を強調した上で、資源循環型林業の確立等のために4つの項目の実現を要望するものであります。

第1に、森林資源の循環利用を支える森林整備予算及び治山予算の確保、第2に、東京オリンピックを機に新たな木材需要を創出するための施策の推進、第3に、CLTの需要拡大を図るための施策の強化、以上の3点については何ら異議もなく同意できるものであります。

我が党が同意できないものは、第4項に、森林整備等の森林吸収源対策を推進するために、仮称「森林環境税」を創設し、国民に新たな負担を求めようとしていることにあります。本来、森林・林業を守り、振興させるための財源

は、租税・一般財源に求めるべきものであり、特別税に求めるべきではないと思います。

意見書が述べておりますように、都市、地方を問わず国民は森林の恩恵を受けております。しかし、これをもって森林環境税により国民に負担を求めるなら、政策的課題ごとに際限なく目的税を創設することになり、税そのものの根本が問われるものであります。また、その目的税の税収の範囲内に事業が限られ、さらに事業をしてほしいというなら、税率を上げ、税収を高めようということにもなりかねないなど、こうした重要な問題を含んでおります。なお、本県において、県民は既に森林環境税を納税していることを申し添えておきたいと思っております。

森林・林業をめぐる課題については、本議場においても多くの議論がされてまいりました。最大の課題は、再造林ができない原木価格の低迷にあります。どうしてこのような状況に陥っているのか、ここを直視することなしに打開策はないと私は思います。

平成26年の薪炭材とシイタケ原木を除く用材の自給率はわずか29.6%であります。ちなみに、昭和35年の用材の総需要量5,600万立方メートルのうち、国産は4,900万立方メートルで、自給率87%でありました。日本の政治の大もとのところで、林業を基幹産業として大きく位置づけ、林業が産業としてすばらしい潜在力を持っていることを認識し、本腰を入れた振興を図る立場を放棄して、外材に頼っているところにあると思っております。

ドイツでは、木材の自給率は100%を超え、林業が130万人の雇用を生み出しております。これは、自動車産業75万人の2倍近くになっているものであります。林業を地域経済を支える大きな柱の産業、低炭素社会を実現する不可欠な産

業として、国の政策の根幹にしっかり位置づけることではないでしょうか。具体的には、外材輸入拡大政策から国産材需要拡大政策への転換が必要であると確信します。

安倍首相は、TPPに関連して保護主義を批判しております。保護主義を批判する者は、国境に関係なく、ひたすら利潤を追い求める多国籍企業であり、安倍首相が多国籍企業の立場に身を置いていることは明白であると思っております。多国籍企業の利潤第一主義が貧富の格差を増大させることは、論をまちません。政治も経済も、そのよって立つところは民生の安定にあると思っております。したがって、それぞれの国の政府が、自国民の利益を守り、生活の向上を図るために、外国との関係で一定の条件のもとで規制を設けることは当然のことであります。経済主権の確立なしに、多国籍企業の利潤第一主義を野放しにして、日本の経済と国民の生活は守れないことは明白だと思っております。

TPPと木材について述べておきたいと思っております。御承知のように、丸太と製材品のベイマツ、ツガの関税はゼロであります。関税が辛うじて残っているのは、その他の製材品、合板、パーティクルボード、そして集成材であります。残っているといても、ほとんどが5%から6%、低いのでは3.9%、高いものでも10%であります。TPPによって、構造用集成材など4品目で関税は即時撤廃です。合板など残りのものも、11年目で全て撤廃になります。わずかに残っている関税を撤廃して、どうして森林・林業の振興を図れるのか、どうして自給率を高めることができるのか、どうして伐採、再造林のサイクルを確立することができるのか。私はできないと思っております。丘陵地域に森林を持つアメリカやカナダ、ロシアと、傾斜角度のきつい

森林の多い日本とでは、大きな違いがあると思います。

本気で森林・林業を守ろうとするなら、T P Pから離脱し、同時に、さきに申し上げましたように、基幹産業としてしっかり位置づけ、輸入拡大路線から転換を図り、森林を守り育てる担い手づくりと林業基盤の計画的な整備に、思い切って予算を振り向けることではないかと思えます。今日、林業関係者の限界を超えた努力によって森林が守られているのではないのでしょうか。今、森林環境税の創設ではなく、政府の森林・林業政策の転換ではないかと思えます。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員 [登壇] (拍手) 提出者を代表いたしまして、議員発議案第4号「資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書」に賛成の立場から、討論をいたします。

皆様御存じのとおり、森林は、国土の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等、多面的な機能の発揮によって、私たちの生活や経済に欠かせないさまざまな恩恵をもたらしています。

また、現在、我が国の森林は、これまでの先人の努力等により、戦後造成された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用することで林業の成長産業化を実現し、地方創生に貢献することが期待されています。

特に本県においては、森林が県土の約76%を占め、杉素材の生産量が25年連続で日本一となるなど、全国トップクラスの生産基盤を誇っており、この豊かな森林資源を最大限活用し、森林・林業の振興を図ることは、極めて重要な課題であります。

このような中、昨年、フランスで開催された

C O P 21において、2020年以降の国際的な温暖化対策についての法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

我が国ではこれに先立ち、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することを目標とする約束草案を提出しております。この削減目標量のうち2%に当たる約2,780万CO₂トンについては、森林吸収源対策によって確保することとされており、改めて森林の重要性が認識されたところです。

目標を達成するためには、再造林等の森林整備や木材の利用促進等の森林吸収源対策を着実に実施していくことが必要ですが、林業を基幹産業とする中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行により、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった長年にわたる課題が山積しており、こうした課題を解決するための施策とあわせて、継続的に森林整備を実施するための財源を確保することが大きな課題となっております。

今回提出させていただいた意見書では、森林の循環利用を支えるために必要な森林整備予算の確保とあわせて、森林吸収源対策を推進するために、全国版の、仮称ですが、森林環境税の早期実現による安定的な財源確保を要望しております。これによって、地球温暖化対策だけでなく、中山間地域を取り巻くさまざまな課題の解決に向けた取り組みが大きく前進することが期待されるものです。

なお、全国版の森林環境税の実現に当たっては、国民への負担や各府県で導入されている独自課税との関係などの課題もありますが、国において、地方の意見を踏まえて、しっかりと検討が進められるものと考えております。

議員各位におかれましては、申し上げますまい

りました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますよう、どうかよろしくお願ひ申し上げ、賛成討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第4号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号、第3号
及び第5号採決

○星原 透議長 次に、議員発議案第2号、第3号及び第5号について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○星原 透議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

熱田潮氏、米良政美氏、吉瀬和明氏、町元真也氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

宮脇和寛氏、山口哲雄氏、小川真弓氏、日高勝弘氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人とし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成28年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時8分閉会